

6保医総総第642号

令和6年12月3日

一般社団法人東京都歯科技工士会長 殿

東京都保医療健局長

雲田 孝司

(公印省略)

令和6年歯科技工士の届出及び統計について（依頼）

日頃から、標記の件につきまして格別の御配慮を頂き、厚く御礼申し上げます。

この届出につきましては、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第6条第3項の規定により、隔年の12月31日現在で行うこととなっており、本年は標記届出及び統計の実施年に当たります。

つきましては、別紙のとおり実施いたしますので、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員の届出が漏れなく実施できますよう、御協力をお願いいたします。

また、令和6年度の届出から、医療機関等に勤務する歯科技工士についても、オンラインによる届出が可能となります。

オンラインによる届出は、厚生労働省が構築する医療従事者届出システムを活用し、医療機関等を通じて行うこととなり、届出システムへのアクセス方法、利用マニュアル、届出様式等は、厚生労働省ホームページに掲載され、随時情報が更新されますので、オンラインによる届出については、厚生労働省の専用ホームページを御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

歯科技工士の届出票等については東京都専用ホームページをご確認ください。

[厚生労働省の専用ホームページ URL]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujujisha-todokede-sys.html

[東京都の専用ホームページ URL]

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/todoke/6todoke.html>